



鳥取県公報

平成 27 年 9 月 15 日 (火)
号外第 88 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 議会規則 鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則 (1) (議事・法務政策課) 2
- ◇ 議会告示 鳥取県議会委員会傍聴規程の一部改正 (2) (〃) 3

議 会 規 則

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年9月15日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

鳥取県議会規則第1号

鳥取県議会傍聴規則の一部を改正する規則

鳥取県議会傍聴規則（昭和38年鳥取県議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(傍聴席に入ることができない者) 第7条 略	(傍聴席に入ることができない者) 第7条 略 <u>2 乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得たときは、この限りでない。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議 会 告 示

鳥取県議会告示第2号

鳥取県議会委員会傍聴規程（平成24年鳥取県議会告示第1号）の一部を次のように改正する。

平成27年 9月15日

鳥取県議会議長 齊 木 正 一

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
(傍聴席に入ることができない者) 第6条 略	(傍聴席に入ることができない者) 第6条 略 2 <u>乳幼児は、傍聴席に入ることができない。</u>

附 則

この告示は、平成27年 9月15日から施行する。